

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性が高く、かつ業務に対する監視機能が働く企業として、社会から信頼されるための体制を確立することが、コーポレート・ガバナンスの最も重要な事項と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2】

当社は、現在株主総会の招集通知につきましては、情報の正確性の確保及び株主における海外の投資家比率の推移等を総合的に勘案し、法定期限に則した発送を実施しております。また、電子的な公表につきましては、招集通知の発送日において当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトで行っております。招集通知の早期発送及び発送日前の電子的な公表は現在実施しておりませんが、株主が更に総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、検討してまいります。

【補充原則1-2】

当社は、書面投票及びインターネットによる議決権行使制度により株主が容易に議決権を行使できる体制を整えております。議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳につきましては、現在実施しておりませんが、株主における海外投資家比率は3%と低く、今後の推移を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則2-4】

当社は、性別、国籍、新卒・中途によらず、能力や成果、適性等により管理職への登用を行い、多様性の確保に取り組んでおりますが、測定可能な目標、人材育成方針、社内環境整備方針とその実施状況を開示できるまでには至っておりませんが、引き続きの検討を進めてまいります。なお、当社は、海外の多くの拠点において、管理職(幹部)のローカル化を推進しており、グループ全体での多様性の確保は、相当程度に進んでいるものと認識しております。

【補充原則3-1】

当社は、海外の株主への情報開示に有用な英訳による決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、プレス発表等の情報開示につきましては、現在実施しておりません。株主における海外投資家比率は3%と低く、今後の推移を踏まえ、検討してまいります。なお、当社ホームページにおける情報開示につきましては、英語、中国語での開示を併用して行っております。

【補充原則3-1】

当社は、企業価値の向上と持続可能な社会の実現のため「京写グループサステナビリティ方針」を定めております。サステナビリティの具体的な取り組みにつきましては、環境に係るものや人的資本や知的財産への投資等の観点も踏まえ開示することを検討しております。

【補充原則4-1】

当社の取締役会は、经营理念や経営基本方針、経営戦略等を実現するに相応しい人物を社長として選定しております。また、その社長の下に執行役員を置き、各々の担当部門における意思決定を行わせることで、社長の後継者として相応しい見識や経験を醸成させ、見極める機会としております。ただし、現状では、後継者計画を策定し、取締役会が適切に監督を行う体制の整備にいたっておりませんが、引き続きその体制の整備について検討を進めてまいります。

【補充原則4-2】

当社の取締役の報酬については固定報酬のみとし、その決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の個人別の固定報酬については、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内において、職責、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会がその具体的内容を決定することとしております。なお、持続的な成長に向けたより健全なインセンティブが機能しうる仕組みについては、今後検討を進めてまいります。

【原則4-8】

当社の独立社外取締役は現状1名の選任となっておりますが、当社の取締役会は総数5名と少人数であり、うち2名が社外取締役であること、独立社外取締役である1名は、長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と高い見識を有し、これまで培ってきた企業経営に関する経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていることから、現状において独立社外取締役としての責務を十分果たしていると考えております。

【補充原則4-8】

当社の独立社外取締役は1名であり、現時点では独立社外者のみを構成員とする会合等を設置しておりません。

【補充原則4-8】

当社の独立社外取締役は1名であり、現時点では筆頭独立社外取締役を設置しておりません。

【補充原則4-10】

当社は、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役会は総数5名と少人数であり、うち2名が社外取締役であること、取締役候補者の選任や取締役の解任、社長及び役付取締役、代表取締役の選定・解職にあたっては、社外取締役及び社外監査役の出席した取締役会において十分な審議による決議を経た上で、株主総会へ諮ることとしております。また、取締役の報酬の決定にあたっては、固定報酬のみとし、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内において、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会でその具体的内容を決定することとしております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役は定数を10名以内とし、取締役候補者の選任には取締役のスキルを検討し、当事業運営に必要な経営全般、生産・技術、営業、管理等において、その知識・経験・能力等のバランスの取れた構成に留意しております。現在の取締役会は他社での経営経験を有する社外取締役を含め5名で構成されており、取締役の選任議案は代表取締役社長が提案し、取締役会は候補者の選任理由等の説明を受け協議を行い決定しております。なお、スキル・マトリックスをはじめとした開示については、実施に向けた検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、当社における様々な職歴と経験を有する取締役と、社外における十分な知識・経験・能力等を有する社外取締役によって構成され、各々において期待される役割・責務を果たす意見が述べられていることから、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。取締役会の実効性についての分析・評価については、現在行っておりませんが、その方法及び結果の開示について検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

当社は、投資先企業の株式保有を通じて安定的な取引関係の維持・向上を図ることが、当社の企業価値向上に資すると認められる場合にのみ、上場株式を政策保有株式として保有しております。保有する株式は、当該投資先との取引関係を踏まえた事業上のメリット及び当該株式の市場価値、配当収益、その他の経済合理性等を基に、当該株式の保有に伴う便益や株価の動向を踏まえ、個別銘柄ごとに随時検証し、保有意義が低下した銘柄については適切な時期に売却しております。

また、議決権の行使にあたっては具体的な基準に基づく形式的な判断は行わず、その議案の内容を個別に精査し株主価値の向上に資するものか否かを検証した上で適切に行使しております。

【原則1 - 7】

利益相反取引を含む関連当事者取引については、毎年度役員からの届出を徴求するほか、都度の取引実施に際して原則顧問弁護士事務所の意見を参考とし、取締役会の承認を経て行うこととしております。

【原則2 - 6】

当社の企業年金は、確定給付企業年金制度を導入しており、専門人材の配置等は特に行ってはおりませんが、安全かつ効率的に企業年金の積立金の運用を図るため、運用の基本方針を定め、資産管理運用機関を選定し、全て一般勘定で運用を委託しております。

【原則3 - 1】

() 会社の経営理念、経営戦略、経営計画につきましては、当社ホームページにて開示しております。(当社ホームページURL <https://www.kyosha.co.jp/>)

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

() 取締役の報酬決定に関する方針、手続きにつきましては、有価証券報告書にて開示しております。

() 取締役会が経営幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き、及び経営幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名は、それぞれに求められる人格・見識や、知識・経験・能力等の観点から総合的に評価のうえ、監査役については監査役会の同意を得たうえで、代表取締役の推薦に基づき、社外取締役や社外監査役の出席した取締役会において十分な審議を経たうえで決定しております。

() 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明は、株主総会の招集通知付帯の株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1】

当社の取締役会は、社外監査役も含めた監査役も出席のもと、子会社も含めた重要事項は全て付議され、業務の進捗状況についても議論され、対策等を検討しております。これら重要事項以外に関する意思決定は、執行役員に委任することにより、意思決定の迅速化に努めております。取締役は原則として株主から、会社の経営全般を任されていますが、その委任の範囲については、取締役会規程及び同細則、職務権限規程により定められております。

【原則4 - 9】

当社は、社外役員の独立性の判断基準を以下のとおりとしております。

株式会社京写(以下、「当社」といいます)は、当社社外取締役及び社外監査役(以下、併せて「社外役員」といいます)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及びその連結子会社(以下、併せて「当社グループ」という)の出身者(1)

2. 当社の大株主(2)

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

(1) 当社グループの主要な取引先(3)

(2) 当社グループの主要な借入先(4)

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

5. 当社グループから多額(5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(5)

7. 配偶者又は二親等内の親族が、1. から6. のいずれかに該当する者

8. 過去3年間に於いて上記2. から7. のいずれかに該当していた者

9. 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

1. 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人(本基準において「業務執行者」という)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

2. 大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

3. 主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

4. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

5. 多額とは、当該専門家の役務提供への関与等に応じて以下に定めるとりとする。

当該専門家が個人又は当該専門家が所属する法人、組合等の団体が、当社グループに役務提供をしている場合、当社グループから收受している対価(役員報酬を除く)が、年間1千万円を超えるときを多額という。寄付の場合、年間の寄付金額が1千万円を超えるときを多額という。

【補充原則4 - 11】

社外取締役及び社外監査役は、当社以外の兼任状況を毎年当社へ報告することとし、これによりその役割・責務を適切に果たせる状況であることを確認しております。なお、兼任状況につきましては、事業報告や有価証券報告書等により開示しております。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役がその職責を果たすために必要とされる研修等を計画するとともに、各取締役が個別に必要なトレーニングの機会の提供、幹旋、費用の支援等を行うことにより、取締役会全体の実効性を高めることとしております。

【原則5 - 1】

当社は、株主・投資家との建設的な対話が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針に沿って取り組んでまいります。

()株主・投資家との対話全般については、代表取締役が統括し、適宜経営企画担当取締役と協議のうえ、建設的な対話を実現するよう取り組んでまいります。

()株主・投資家との対話にあたり、経営企画部IR担当が中心となり、経理財務部や人事総務部等の関連部門と情報交換を行い、連携して対応してまいります。

()個別面談以外の株主・投資家との対話については、定期的に機関投資家・アナリスト向けの決算説明会を実施するほか、必要に応じて説明会を開催するとともに当社ホームページでの情報開示の充実に努めてまいります。

()株主・投資家との対話を通じて把握された意見は、経営幹部や関連部門へ適宜フィードバックを行い、情報を共有してまいります。

()インサイダー情報の管理については、内部情報が外部へ漏洩することを防止するため「内部者取引管理規程」に基づき、情報管理責任者と連携し、情報管理を徹底してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社児嶋コーポレーション	2,048,000	14.29
児嶋 雄二	1,155,800	8.07
株式会社エヌピーシー	524,000	3.66
児嶋 淳平	480,000	3.35
児嶋 一登	426,000	2.97
児嶋 亨	426,000	2.97
池田 朋子	390,000	2.72
京都中央信用金庫	300,000	2.09
MSIP CLIENT SECURITIES	293,700	2.05
株式会社SBI証券	276,183	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
日比 利雄	他の会社の出身者												
飯島 貞利	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

日比 利雄		株式会社エヌビーシー 代表取締役社長	プリント配線板業界に精通し、また、経営管理面において高い見識を有し、これまで培ってきた企業経営に関する経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
飯島 貞利			長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と高い見識を有し、これまで培ってきた企業経営に関する経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会のほか、定期的及び随時に常勤監査役、内部監査室及び会計監査人との間でミーティングを行い、情報の共有及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 昭	他の会社の出身者													
高岡 謙次	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 昭		フジッコ株式会社社外取締役監査等委員 公益財団法人小林財団監事 当該会社との間に特別の利害関係はありません。 独立役員であります。	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 (独立役員指定理由) 当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断したため独立役員として指定しております。
高岡 謙次		株式会社高岡取締役 当該会社との間に特別の利害関係はありません。 独立役員であります。	会計及び税務に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 (独立役員指定理由) 当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断したため独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

【補充原則4 - 2】記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役に支払った報酬を総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、当社の取締役の報酬については固定報酬のみとし、その決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

取締役の個人別の固定報酬については、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内において、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会がその具体的内容を決定することとしていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬に関する株主総会決議の年月日は、取締役については1996年5月27日、その決議内容は、報酬総額を年間200百万円以内とし、監査役については、2005年6月29日、その決議内容は、報酬総額年間200百万円以内とするものであります。

監査役報酬等は、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内において、監査役会において監査役の協議により決定しております。

当期の取締役に対する報酬につきましては、2021年6月25日取締役会において、決定いたしております。

各監査役に対する報酬につきましては、2021年6月25日監査役会において、決定いたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催に際しては可能な限り事前に資料を配布し、必要に応じ社外取締役に対しては常勤取締役又は人事総務部より、社外監査役に対しては常勤監査役又は人事総務部より概要を説明しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
児嶋 雄二	会長	知識・経験に基づく助言 業界団体活動、社会貢献活動等(経営非関与)	常勤、報酬有	2018/6/22	あり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制

当社における、企業統治につきましては、監査役会設置会社として、社外取締役を含めた取締役会における意思決定と業務執行及び相互牽制による監視を行いつつ、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人における適正な監視を可能とすることで、透明かつ連携のとれた体制を構築することとしており、その維持に努めております。

業務の健全性につきましては、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項につき社内規程に従い、役員の名指を含み取締役会において審議し執行を決定しております。また、取締役会に先立つ検討機関として、経営会議等を設置し、各案件の検討のほか相互牽制及び意思疎通を図っております。併せて、内部牽制機能を働かせるため、社内規程においてそれぞれの組織の役割や権限を明確にしております。

1. 取締役会

有価証券報告書提出日現在、当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、また社外取締役は2名となっており、うち1名は東京証券取引所が選任を求める独立役員です。社外監査役も含めた監査役の出席のもと子会社も含めた重要事項は全て付議され、業務の進捗状況についても議論され、対策等を検討しております。取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関として位置づけられ、運営されており、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。

なお、取締役は10名以内とする旨定款で定めております。

また、当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

2. 監査役会

監査役会は3名(うち2名は社外監査役)で構成され、原則毎月1回の監査役会と、必要に応じて臨時監査役会を開催し、各監査役は、毎月かつ必要に応じて開催される取締役会にも参加しております。監査役会を構成する監査役は、会計、法務、経営管理の専門知識を有し、かつ、社外監査役2名は東京証券取引所が選任を求める独立役員であり、専門的かつ公正な立場で経営に対する監視を行っております。各年度に策定する監査計画に従って、内部監査室や会計監査人とも連携して業務監査及び会計監査を行っております。

なお、監査役は4名以内とする旨定款で定めております。

また、当社は、監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

3. 独立役員

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みのひとつとして、独立役員3名(社外取締役1名、社外監査役2名)を指定しております。

4. 内部監査室

内部監査を担当する部門として、内部監査室を社長直轄の組織として設置し、内部監査室長1名を配置しています。内部監査室は、内部監査規程に基づき計画的に内部監査を実施しております。また、内部監査の実施結果につきましては、社長、監査役及び関係者へ報告がなされ会計監査人とも情報共有を行っております。

5. 経営会議

常勤取締役により構成される経営会議が、毎月1回定期的に開催され、実務的な事項の指示、報告、照査及び取締役会に付議する議題の詳細の検討の場となっております。

6. CSR推進委員会

常勤取締役により構成されるCSR推進委員会がCSRを効果的かつ効率的に実施するため、法令及び諸規程等、当社行動規範の遵守(コンプライアンス)の推進及びリスク管理に関する事項等に関し、その活動計画を策定し、活動内容を適宜取締役会及び監査役会へ報告を行っております。

(2) 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室(1名)が、内部監査規程に基づき計画的に内部監査を実施しております。また、内部監査の実施結果につきましては、社長、監査役及び関係者へ報告がなされ、会計監査人とも情報共有を行っております。

監査役監査は、監査役3名(うち2名は社外監査役)により実施され、原則毎月1回の監査役会と、必要に応じて臨時監査役会を開催し、各監査役は、毎月かつ必要に応じて開催される取締役会にも参加しております。監査役会を構成する監査役は、会計、法務、経営管理の専門知識を有し、かつ、社外監査役2名は東京証券取引所が選任を求める独立役員であり、専門的かつ公正な立場で経営に対する監視を行っております。また、監査役は、各年度に策定する監査計画に従って、内部監査室や会計監査人とも連携して業務監査及び会計監査を行っております。

(3) 社外取締役及び社外監査役

1. 社外取締役及び社外監査役の選任の状況に関する提出会社の考え方

社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督又は監査、及び助言・提言等を行っており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保するという役割を十分果たしているものと考えております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するため、「社外役員の独立性の判断基準」を定めており、選任にあたっては、当該基準に基づき独立性を判断しております。

2. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会のほか、定期的及び随時に常勤監査役、内部監査室及び会計監査人との間でミーティングを行い、情報の共有及び意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における、企業統治につきましては、監査役会設置会社として、社外取締役を含めた取締役会における意思決定と業務執行及び相互牽制による監視を行いつつ、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人における適正な監視を可能とすることで、透明かつ連携の取れた体制を構築することとしており、当社におきましてはその維持に努めております。

業務の健全性につきましては、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項につき社内規程に従い、役員の指名を含み取締役会において審議し執行を決定しております。また、取締役会に先立つ検討機関として、経営会議等を設置し、各案件の検討のほか相互牽制及び意思疎通を図っております。併せて内部牽制機能を働かせるため、社内規程においてそれぞれの組織の役割や権限を明確にしております。

当社の上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますので、当該ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、集中日を回避して開催する方針であり、2021年6月の定時株主総会は、6月25日に行いました。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会において、インターネットによる議決権行使方法を導入し提供しております。

その他	株主総会の開催場所については原則主要駅付近とし、株主の利便性を確保しております。
-----	--

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにおいて公表しております。 https://www.kyosha.co.jp/ir/disclosure-policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的(半期に一度)に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、年度毎の業績ハイライトを掲載するほか、決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書、中期経営計画及び株主総会・株主通信等を掲載しております。 https://www.kyosha.co.jp/ir/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部(IR担当)を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、サステナビリティに関する取組みとして、以下を定めております。 (京写グループのサステナビリティ方針) 京写グループは、経営理念、経営基本方針、行動規範に基づき事業活動を実践し、お客様、株主、投資家、従業員などすべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することで、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、ISO14001の認証取得と維持継続等、各所において環境改善活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システム及びリスク管理体制を整え運用しております。

イ. 内部統制システムの整備の状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行に関しては、組織規程、業務分掌表及び職務権限規程等に従い、各部署にて自主的な法令遵守管理を行っておりますが、法令及び諸規範等の遵守(コンプライアンス)を最優先とすることを「経営基本方針」に明記し、一人ひとりが心がけるべき規範として「行動規範」を定め、規律遵守の企業風土を醸成し、法令等違反の未然防止に努めております。また、CSR推進委員会の各種活動を通じて恒常的な改善を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を定め適切に保存・管理いたしております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適時に開催しております。また、取締役会を補完する機関として経営会議を毎月及び適時に開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項について意思の疎通及び機動的な意思決定を行っております。

4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社による意思決定等につきましては、当社に合議・報告すべき事項を明確にし、経営会議及び取締役会にて重要事項を管理いたしております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ経営会議等重要会議に出席しております。加えて代表取締役、取締役及び担当執行役員、子会社責任者は、経営方針、経営・運営状況等については定期的に、また、当社グループに重大な影響を与える事実が発生又は、発生が予見される場合には、取締役及び担当執行役員は監査役に報告いたしております。また、上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じ、当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。なお、監査役に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ経営会議等重要会議に出席しております。加えて代表取締役、取締役及び担当執行役員、子会社責任者は、経営方針、経営・運営状況等については定期的に、また、当社グループに重大な影響を与える事実が発生又は、発生が予見される場合には、取締役及び担当執行役員は監査役に報告いたしております。

また、上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じ、当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。なお、監査役に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

7. 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行上必要と認める費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、監査役職務の遂行に必要なと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本的な考え方とし、「京写の行動規範」として反社会的勢力の排除を定めております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

損失の危険の管理に関しては、組織規程、職務権限規程、関係会社管理規程等に従った、当社の各部署及び担当執行役員、並びにグループ会社における自主的な管理を基礎としておりますが、当社及びグループ会社の横断的なリスク管理に関する諸規程等の設定、リスクの評価・対応策及び日常業務における管理方法の明確化等によりリスク管理体制を強化いたしております。なお、CSR推進委員会は、リスク管理体制の恒常的な改善を図ることも担当しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本的な考え方とし、「京写の行動規範」として反社会的勢力の排除を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、以下のとおり適時開示体制を整備しております。

[適時開示体制の概要]

1. 重要な決定に関する情報及び決算情報の開示

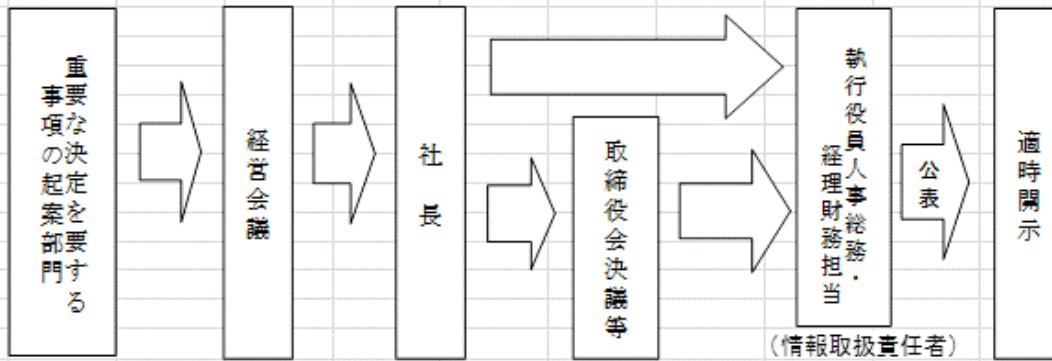
重要な決定に関する情報及び決算情報(四半期決算を含む)に関しては、経営会議において、開示内容も審議された上、社長承認を得て、必要に応じ取締役会決議等の機関決定を経て、常務執行役員人事総務・経理財務担当を通じ適時開示規則に則り遅滞なく開示しております。なお、当該情報は、社内規程に則って適正に管理されており、内部者取引の防止が図られております。

2. 重要事実の発生に関する情報の開示

事実の発生に関する情報に関しては、関係部門の部門長が、発生確認後直ちに当該情報を経営会議事務局に通知し、経営会議が事実の重要性及び開示内容を審議し、社長承認を得て、重要事実については、執行役員人事総務・経理財務担当を通じ適時開示規則に則り遅滞なく開示されております。なお、当該情報は、社内規程に則って適正に管理されており、内部者取引の防止が図られております。

適時開示体制の概要(模式図)

1. 重要な決定に関する情報及び決算情報の開示



2. 重要事実の発生に関する情報の開示

